

# 2024年度シニアリーグ戦要項

改版 2024年4月27日

大会名 三重県シニアサッカーリーグ戦

主催 三重県サッカー協会シニア委員会

主管 シニア委員会県リーグ運営理事会

運営方法 ・40リーグ：前期 A・Bブロックに分けリーグ戦

：後期 上位・下位に分けリーグ戦

上位：Aブロック1位～4位、Bブロック1位～4位、Aブロック5位 or Bブロック5位

Aブロック5位 or Bブロック5位については順位決定方法に基づき決定する

前期リーグの勝ち点は後期リーグ開始時にリセットとする

リーグ戦中止等により試合会場が確保出来ない場合は、後期は順位トーナメントとする

\* 後期上位リーグ対象チームは2025年度シニア40 S1リーグ所属となる

順位トーナメントの場合は1位～9位までが2025年度シニア40 S1リーグ所属となる

\* 後期下位リーグ対象チームは2025年度シニア40 S2リーグ所属となる

順位トーナメントの場合は10位～18位までが2025年度シニア40 S2リーグ所属となる

・50リーグ：2回戦総当り

リーグ戦中止等により試合会場が確保出来ない場合は、総当たり回数を減らす場合がある

・60リーグ：4回戦総当り

リーグ戦中止等により試合会場が確保出来ない場合は、総当たり回数を減らす場合がある

・70対抗戦：1日1試合～2試合 計6試合実施する

リーグ戦中止等により試合会場が確保出来ない場合は、回数を減らす場合がある

・リーグ、対抗戦の勝ち点

勝ち：3点 引き分け：1点 負け：0点

・リーグ、対抗戦の順位決定方法

1. 勝ち点の多い順
2. 棄権試合の数が少ない順
3. 得失点差の多い順
4. 総得点の多い順
5. 対戦成績で勝チーム
6. 累計警告ポイントが少ないチーム

イエロー：1点 レッドカード：3点

7. 決定方法6までに順位が決まらない場合は、抽選で決定する

競技規則 公益財団法人日本サッカー協会の競技規則を適用する

1. 試合時間

・40リーグ ～ 60リーグ <25 - 5 - 25>ゲームとする

・70対抗戦 <20 - 10 - 20>ゲームとする

2. 選手交代

交代の人数制限は無い（一度退いた競技者も再び出場できる）

70対抗戦においては自由な交代とする

ベンチ側のタッチラインにセンターラインから3メートルずつの交代ゾーンを設ける

本部に交代を告げてから交代となる

3. オフサイドポジション(60リーグ・70対抗戦に適用)

競技者は次の場合オフサイドポジションにいることになる

・競技者の位置が相手コート内におり2人目の相手競技者よりゴールラインに近い場合  
但しオフサイドポジションにいること自体は反則ではない反則

・オフサイドポジションにいる競技者は次のいずれかによってそのときのプレーにかかわっていると主審が判断した場合のみ反則となる

・プレーに干渉する

- ・相手競技者に干渉する
- ・その位置にいることによって利益を得る

懲罰 (公財)日本サッカー協会が定める懲罰規定に基づき、リーグ戦に係わる懲罰問題を処理するためにリーグ戦規律委員会を設置する

- ・本大会期間中に警告を2回受けた選手は直近の1試合に出場できない
- ・退場(レッドカード)を命じられた選手は出場停止等に関するリーグ規程に基づき出場停止日数を決定する

但し2試合以上の出場停止についてはMFA規律・フェアプレー委員会に報告後、決定される

- ・リーグ戦要項に従わない場合についても懲罰の対象となりリーグ戦規律委員会にて審議する

リーグ戦規律委員会

委員長 : 西城 信彦 (リーグ運営理事会副理事長)  
 副委員長 : 高橋 美幸 (40リーグ運営責任者)  
 委員 : 若畑 達三 (40リーグ運営副責任者)  
 委員 : 辻 弘希 (40リーグ運営副責任者)  
 委員 : 山下 喬士 (40リーグ運営副責任者)  
 委員 : 大田 浩治 (50リーグ運営責任者)  
 委員 : 増谷 一 (50リーグ副運営責任者)  
 委員 : 近藤 省吾 (60リーグ運営責任者)  
 委員 : 上野 充由 (70リーグ運営責任者)  
 委員 : 樋口 淳一 (シニア委員会委員長)  
 幹事 : 山口 浩樹 (シニア委員会審判部長)

参加資格

- ・40リーグ:40歳以上(1985年4月1日までに生まれた選手であること)
- ・50リーグ:50歳以上(1975年4月1日までに生まれた選手であること)
- ・60リーグ:60歳以上(1965年4月1日までに生まれた選手であること)
- ・70対抗戦:70歳以上(1955年4月1日までに生まれた選手であること)
- ・アンダー枠は採用しない
- ・1種登録者並びに県外登録者は出場出来ない
- ・日本サッカー協会チーム登録種別(シニア)登録選手であること
- ・女性選手について(シニア登録が出来ない場合)  
 日本サッカー協会登録選手であれば年齢は問わない  
 女性選手が他のチームで試合に出場している場合は認めない場合がある
- ・各チームにおいて4名以上の審判(有資格者)が在籍していること  
 試合(審判割り当てがある場合)に4名以上の審判が帯同すること  
 4名以上の審判(有資格者)が在籍していない場合は一定期間(3ヶ月)の猶予を与えるが猶予期間中に4名以上の審判が確保できない場合は懲罰対象とする

選手登録

1. シーズン中の追加登録については、日本サッカー協会登録最終承認後  
 リーグ運営理事長にリーグ戦登録書にて申請し承認された時点からリーグ戦に参加できる
2. シーズン中の選手移籍については、当該チームに報告後  
 リーグ運営理事長にリーグ戦登録書にて申請し承認された時点からリーグ戦に参加できる

表彰

- ・40リーグ  
 優勝・準優勝・3位・下位リーグ1位を表彰する
- ・50リーグ  
 優勝・準優勝を表彰する
- ・60リーグ  
 優勝を表彰する
- ・70対抗戦  
 優勝チームを表彰する

審判

主審・副審・第4審判は資格保有者がすること(無資格者の審判は認めない)  
 主審はチーム内上級資格者とする

3名の審判員(主審・副審2名)のいずれかがその職務の続行(ケガ等)が不可能になつた場合のみ交代を認める。交代の場合はその理由を必ず本部に報告する事  
主審、副審、第4審判は審判服(シャツ・パンツ・ストッキング)を必ず着用する事(厳守)  
主審・副審は審判ワッペンをつける事(厳守)  
主審への選手交代は第4審判が行う事  
審判服(シャツ・パンツ・ストッキング)は黒色とするが  
主審・副審・第4審判が色を揃えられる(シャツ・パンツ・ストッキング)ので  
あれば他の色の審判服も可とする  
但し担当試合のチームのユニフォーム色を確認する事

## 用具 ①ユニフォーム

- 1)日本サッカー協会ユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない
  - ・各チームで試合に使用するユニフォームは審判服(シャツ・パンツ・ストッキング)の黒色と明確に違う色である事
  - 試合で審判の色彩と判別ができない場合、審判(主審・副審・第4審判)はビブス着用着用の場合は判別しにくいユニフォームチームにてビブスを準備
  - ・判別は審判ならびにリーグ運営委員とする事
  - ・日本サッカー協会ユニフォーム規程に違反する場合は使用不可とする
- 2)フィールド選手のユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)については、組合せに指定されているユニフォームを着用の事  
0-70については年齢別パンツの使用は可とする
- 3)ユニフォームへの広告表示については本協会「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合のみこれを認める  
ユニフォームに広告表示がある場合は三重県サッカー協会事務局へ確認してください
- 4)ソックスの上にテープを巻く場合そのテープ等の色はソックスの色と同じものに限る
- 5)アンダーシャツの色は問わない。ただし原則としてチーム内で同色のものを着用する事

## ②眼鏡

プラスチックあるいは類似の素材でできた最近のスポーツメガネ以外は使用禁止とする

## ③ベンチ控え選手

ベンチ控え選手はチームで用意したビブスを着用(厳守)

- ## その他
1. 落雷の恐れがある場合は即刻試合を中断し安全な場所へ避難する  
会場当番は審判・リーグ運営委員と協議し試合再開時間を決定する事  
再開が不可能の場合、再試合とするが前半終了している場合は成立とする
  2. 夏場熱中症の恐れがある気温の場合、会場当番が各チーム代表を招集し注意を喚起する事
  3. 飲水タイムについては、天候の状況を見て審判と会場当番・リーグ運営委員で協議し決定する
  4. リーグに参加する選手は、スポーツ傷害保険に加入していること  
また試合中の傷害等に対する責務は一切負わない
  5. 試合を棄権(メンバー7名未満したチームについて)
    - ・0対3で負けとする
    - ・審判としての割り当て試合は責任を持って行う事とする
    - ・棄権したチームが当番チームの場合は当番を行う事とする
    - ・対戦チームが当日1試合しかない場合は対戦相手の審判も棄権チームの割り当て審判とする
    - ・対戦チームが当日当番チーム(1試合しかない場合)の場合は棄権チームの当番割り当てとする
    - 審判・当番については他チームに依頼するのは可とするが棄権チームで責任を持つ事
  6. 試合においてゲームキャプテンはキャップテンマークを着用する事
  7. リーグ参加チームはリーグを最優先にすること
  8. リーグ中止等の決定方法
    - 8-1. 試合当日三重県下に大雨警報・暴風警報・暴風雨警報が発令されている場合は中止とする(尾鷲市・熊野市等東紀州地域は対象外とする)  
各リーグ運営責任者が警報情報を確認しLINEにて連絡する事

- 8-2.大雨等でも警報が出されていない場合はリーグ戦を開催するが会場が使用できない場合は中止とする  
当日、前半の会場当番が使用可能か会場事務所に確認する事  
使用できない場合はLINEにて連絡する事
- 8-3. 試合当日三重県に熱中症警戒アラートが発令されている場合は中止とする  
各リーグ運営責任者が確認しLINEにて連絡する事
- 9.リーグ試合球の空気圧について  
0.8気圧で統一する
- 10.本部席について
  - 当番チームから2名以上(厳守)
  - 審判担当チームの第4審判(厳守)
- 11.リーグで事故(ケガ含)が発生した場合、当該チームから報告書を提出する事  
提出フロー:チーム → 各年代リーグ運営責任者 → リーグ運営理事会理事長
- 12.各リーグ当番チームはAED・担架を会場事務所に確認し使用出来る様にしておくこと
- 13.各チーム救命処置(心肺蘇生とAEDの使用)の手順を選手・スタッフが熟知(数名)しておくこと
- 14.リーグ運営理事会から指定されたメンバー表であること  
メンバー表が正規のものでない場合は試合に出場不可としチームは棄権扱いとする  
メンバー表に不正等があればチームは懲罰の対象となりリーグ戦規律委員会にて審議する
- 15.日本サッカー協会に登録されていない選手が出場した場合は没収試合(棄権扱い)とし対象チームは懲罰の対象となりリーグ戦規律委員会にて審議する
- 16.リーグ選手登録書に記載がない選手が出場した場合についてもその試合を没収試合(棄権扱い)とし対象チームは懲罰の対象となりリーグ戦規律委員会にて審議する

以上